



延岡市公告第3号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第12条第1項の規定により令和7年6月6日付け延岡市公告第259号で公告した延岡市農業振興地域整備計画を、同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次により縦覧に供する。

なお、当市の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和8年3月4日までの間に市に対してこれを申し出ることができる。

令和8年1月16日

延岡市長 三浦 久知



1. 延岡市農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 令和 8年 1月 16日

至 令和 8年 2月 16日

2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

延岡市役所 農林水産部 総合農政課